

処遇改善加算算定についての取り組み  
訪問介護、予防・日常生活支援総合事業  
障害福祉 居宅介護サービス

	要件	介護	障害
(新) 介護職員等処遇改善加算	加算Ⅰ	24.5%	41.7%

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、当法人の賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容を下記に提示します。

入職促進に向けた取り組み	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
補足	初任者研修修了者においても採用。60歳を超える年齢の方でも採用している。
資質向上やキャリアアップ	働きながら介護福祉士等の取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する嗜痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供者研修、中堅職員に対するケアマネジメント研修の受講支援。
補足	処遇改善加算に適用した研修会を積極的に受けている。
①両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
補足	5年経過した臨時職員においては、正規職員への転換を希望する者を採用している。
②	有休が取得しやすい環境の整備
補足	利用者のシフト調整を行い対応している。
③	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
補足	金銭面の助成はないが、祝い金等、充実した福利厚生制度あり。メンタルヘルス等の相談窓口は検討中。
①腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。
補足	職員がいつでも休息できる休憩室を設置
②	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の整備
補足	随時、作成中。
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減。
補足	介護職員全員で、マニュアルを作成し効率よく事務作業を分担し、サービス提供責任者の業務もカバー。
①やりがい・働きがいの構成	ミーティングによる職場内コミュニケーションの円滑による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた職場環境や支援内容の改善。
補足	支援前のカンファレンス、月1回事業所内研修を実施。3か月に一度、介護職員内で自己評価、サ責との面談も実施し、チームアプローチの連携や支援内容の向上に務めている。
②	支援の好事例や、利用者やその家族からの誠意等の情報を共有する機会の提供。
補足	その日の出来事や支援に対しての報告を行い、次の支援に繋げてる。

賃金改善 処遇改善手当で換算

正規職員	ホームヘルパーでサービス提供責任者 月額28,000円、ホームヘルパーで介護福祉士の有資格者 月額18,000円、ホームヘルパー 月額8,000円
臨時職員	ホームヘルパーで介護福祉士の有資格者 月額15,000円、ホームヘルパー 月額5,000円

※ 月額賃金改善要件Ⅰ 基本給（年1回昇給）のうち新加算Ⅳの1/2を月額賃金に当てる。